

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

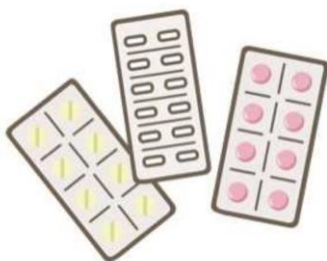
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院までご相談ください。

御理解・御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

※一般処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬から選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。



個人情報取り扱いについて

「個人情報保護法について」

▶基本方針

患者様及び利用者の方が安心して当院をご利用いただけるよう、個人情報の取り扱いについては、下記の基本方針に基づいた厳重な管理を行っています。

1. 患者様及び利用者の方の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱います。
2. 個人情報を厳格に取り扱うため、各関係法令に定める守秘義務及び個人情報保護法を遵守します。
3. 個人情報保護に関する責任者を置き、個人情報保護のための組織を確立して安全管理措置を徹底します。
4. 個人情報の開示を求められた場合はこれに努めます。
5. 個人情報の第三者への提供については、法令及び利用目的に定める場合とし、これ以外の場合には患者及び利用者の方の同意を得るものとします。
6. 個人情報に関する窓口を設置し、個人情報の利用についての申出・相談・苦情等に応じます。

▶利用目的

当院において、個人情報の利用目的は以下のようなものがあげられます。

1. 診療費請求のための事務(当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託、審査支払機関へのレセプトの提出など)
2. 当院の管理運営業務(会計・経理、医療事故等の報告、入退院時の病棟管理など)
3. 企業等から委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知
4. 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談または届出等
5. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
6. 当院内において行われる医療実習への協力
7. 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
8. 外部監査機関への情報提供

「情報通信機器を用いた診療について」

当院では、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(オンライン指針)に則り、下記の基準を満たしており、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)を行っております。

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～ウを満たしております。

ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に該当しており、事後的に確認が可能です。

イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しております。

ウ 患者さんの状況によって当院において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応しております。

(2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関です。

(3) 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。

(4) 毎年7月において、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について、届出を行っております。

◆留意事項◆

初回の診療は対面診療をさせていただきます。(※)

なお、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)の実施の可否については、患者様、ご家族様の同意のもと主治医の判断となりますのでご了承ください。

※初回(初診)の処方に関しまして、一般社団法人日本医学会連合が作成した診療ガイドラインでも、オンライン初診の場合には以下の処方を行わないことを定められています。

・麻薬及び向精神薬の処方

・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品

(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤)の処方

・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

「かかりつけ医」について

当院は地域における「かかりつけ医」として下記のような取り組みを行っています。

1. 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
2. 保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
3. 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
4. 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理をします。

※厚生労働省や福岡県ホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで地域の医療機関が検索できます。



「適切な意思決定支援に関する指針」

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを提供するため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行った上、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供します。

2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者自身の状態を踏まえ、医療・ケアチームにて判断します。

- (1) がん末期のように、予後が数日から長くとも2～3か月程度と予測できる場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から余年にかけて死を迎える場合

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

人生の最終段階とは、患者自身の状態を踏まえ、医療・ケアチームにて判断します。

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。患者本人の意思は都度変化するものであることを踏まえて、患者本人が不安や疑問、思いを十分表現できない場合は、医療・ケアチームがアドボケート(権利庇護者、代弁者)となり、考えの表出を支援し、患者本人との話し合いを繰り返し行います。患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある場合、家族等の信頼できる方も含め、患者本人との話し合いを繰り返し行います。またこの話し合いに先立ち、患者本人は特定の家族等を自らの意思を推定する方を前もって決めておくものとします。
- (2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- (4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死については、本指針では対象としません。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次のものとします。

(1) 患者本人の意思確認ができる場合

- ① 医療・ケアの方針決定は、患者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報の提供と説明を行います。

そのうえで、患者本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、患者本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者本人の意思が都度変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。

この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めた話し合いが繰り返し行っていくます。

- ③ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。

(2) 患者本人の意思確認ができない場合

患者本人の意思確認ができない場合には、下記のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断します。

- ① 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人にとって何が最善であるかについて、患者本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返し行っていきます。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者本人にとって最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合は、患者本人または家族等の同意を得て、外部の専門家(医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など)を交え、方針等について検討していきます。

- ① 医療・ケアチームとの話し合いの中で、心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 患者本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合

「時間外対応加算1について」

当院は、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算1」を算定させていただきます。通院されている患者様に対して、時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

訪問診療のご契約いただいた患者様には、契約後にお渡しする「緊急連絡板」に記載されている電話番号にご連絡ください。

それ以外の患者様の場合、当院代表電話番号までご連絡ください。夜間・休日等で不在の場合は「茨城県救急電話相談#7119」までご連絡ください。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象です。ご理解のほどよろしくお願いたします。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

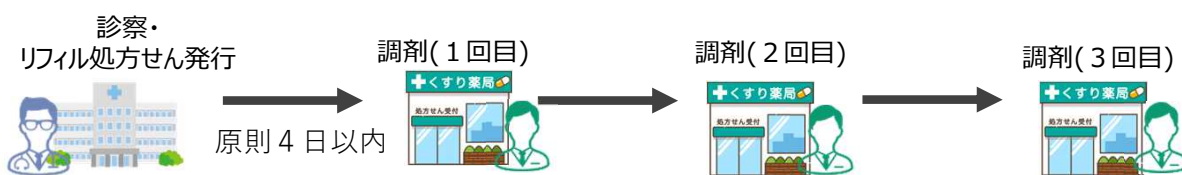
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。